

第50号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市役所

△ 一般競争入札（条件付）の施行（横浜州市庁舎建物総合管理委託）	2
△ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始 （次期危機管理システム構築業務委託 一式）	7
△ 同（税務システム再構築に向けた基本構想策定支援業務委託 一式）	10
△ 同（新たな財務会計システムの構築に向けた基本構想策定支援業務委託 一式）	13
△ 特定調達契約の落札者等の決定	16

調 達 公 告

一般競争入札（条件付）の施行

次のとおり、「横浜市市庁舎建物総合管理委託」について、一般競争入札を行う。

平成31年4月9日

契約事務受任者 横浜市総務局長

1 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（以下「入札取扱要綱」という。）第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 入札に参加できる者の形態は、単体事業者又は構成員数3者以内による共同企業体であること。
- (4) 平成31・32年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、所在地区分が「市内」であり、種目に「301：建物管理」及び「302：警備」の登録があること。
- (5) 過去5年間に延床面積50,000㎡以上の事務所または商業施設または官庁施設のいずれかで総合管理を受託した建物管理実績が1件以上あること。
- (6) 共同企業体により入札に参加しようとする者は、市内企業かつ上記(1)及び(2)を満たした者により構成され、次の要件を満たさなければならない。ただし、上記(4)については種目別に分担した共同企業体の参加を可とする。また、上記(5)については、代表構成員は必ず満たすものとする。
 - ア 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件委託に係る入札において、同時に2者以上の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。
 - イ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体以外の共同企業体の構成員になることができない。
 - ウ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体の他の構成員になることができない。
 - エ 構成員の数は2者又は3者とする。なお、各構成員の出資比率については、2者の場合は10分の3以上、3者の場合は10分の2以上とし、代表構成員がその共同企業体構成員中最大であること。
- (7) その他、詳細については横浜市契約規則、入札取扱要綱及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領（以下「入札参加者要領」という。）等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加しようとする者は、委託業務経歴書及び1(5)に該当することを証する契約書の写し等の書類を発注担当課へ提出すること。

なお、共同企業体で参加する場合は、共同企業体協定書兼委任状（出資比率等が分かるものとする）、及び共同企業体での参加で、構成員に組合がいる場合は、その組合が属する組合員のリストを提出すること。
- (2) 設計図書のダウンロード
設計図書については、横浜市各区局発注ホームページ画面
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/itaku/somu/>) よりダウンロードすること。なお、一部設計図書については閲覧またはCD-Rによる貸出のみとしている。閲覧またはCD-R貸出については、事前に下記へ連絡すること。
<閲覧・CD-ROM貸出場所>
横浜市中区本町6丁目50番地の1 横浜アイランドタワー17階
横浜市総務局総務部管理課新市庁舎整備担当
電話：045-633-3902
- (3) 設計図書に関する質問及び回答
ア 質問の締切日時及び方法

平成 31 年 5 月 7 日（火）の午後 5 時までに別紙質問書を発注担当課へ電子メールで提出すること。
提出後に送付した旨を発注担当課へ必ず電話で連絡すること。

イ 質問に対する回答

5 月 28 日（火）までにホームページに掲載する。

(3) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。

3 入札方法等

(1) 入札日時

平成 31 年 6 月 19 日（水）午前 10 時

(2) 入札場所

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

総務局会議室 A（横浜市庁舎 3 階）

(3) 入札に参加しようとする者は、入札日に持参により入札書を提出すること。

(4) この入札は、設計図書に記載する業務を実施する履行期間（3 年 11 か月分）の総額により行う。

なお、業務準備に係る費用は落札者が負担することとする。

(5) この入札は、横浜市委託契約に係る最低制限価格取扱要綱に基づき、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額を最低制限価格として設定する。

(6) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札金額とすること。

※消費税の税率変更が予定されていますが、契約書（請書）の主標金額は、消費税率 8% で計算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）で記載します。消費税率が変更になった場合、新税率が適用される部分については、契約約款の規定に基づき、特段の変更手続を行うことなく、新税率を適用した税額を加算したものを契約代金額とします。

(7) 入札の回数は 2 回とする。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内かつ最低制限価格を上回る入札がないときは、当該入札を不調とする。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札

(2) 1 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札

(4) 共同企業体と当該共同企業体のいずれかの構成員が同一の案件において入札を行った場合における、当該共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札

(5) 共同企業体と当該共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの共同企業体が行った入札

(6) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組合員が行った入札

(7) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が加入する他の中小企業等協同組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札

5 落札予定者の決定、入札参加資格の確認及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成 31 年 6 月 19 日（水）午前 10 時

(2) 開札後、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者について、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第 21 条第 1 号から第 6 号まで、第 13 号及び第 14 号に定める事項のうち、当該契約で定める入札参加資格を満たすものであるかを確認するものとする。

(3) 前号の規約により確認を行った者の取扱いは、次のいずれかによるものとする。

ア 当該入札者が入札参加資格を満たすものであることを確認した場合には、その者を落札候補者とし、入札参加者にその旨を通知し、落札の決定は保留する。

イ 当該入札者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低

の価格をもって入札をした者について、(2)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札候補者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (4) 予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、(2)の入札参加資格の確認を行った上で、入札参加資格を満たすことを確認した者について、くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (5) 落札決定を保留した後、落札候補者について、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第21条第7号から第12号までに定める事項のうち、当該契約ごとに定める入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。
- (6) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いはいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者について、(2)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (7) (2)において予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者がいないとき若しくは(3)イ又は(6)イにおいて予定価格以下の価格をもって入札した者が他にないときは再度の入札を行うこととし、この場合においても(2)から(6)までの手続は同様とする。なお、すでに無効の入札をした者及び最低制限価格未満の入札をした者の入札は認めない。
- (8) (5)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、別途指定のある場合を除き、契約ごとに定める提出書類等を、開札日（(3)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の2日後（ただし、休日等を含まないものとして計算することとする。）の午後5時までに電子メールにより発注担当課へ提出し、また、確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(6)イの手続により落札者を決定する。
- (9) (6)イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者・に通知する。
- (10) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条文は第4条に該当した場合（ただし、軽微な事由による指名停止を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金はこれを免除する。

7 契約金の支払方法

39回以内の部分払いとする。

8 その他

- (1) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。
- (3) 入札に参加した者は、入札締切後、正当な理由なく落札者となることを辞退することはできないものとする。
- (4) 開札後、落札予定者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止等措置要綱第2条の規定により、指名停止を行う。
- (5) 5(5)の入札参加資格の確認とあわせて、入札取扱要綱第23条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該契約の相手方としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該契約は締結しないものとする。
- (6) 本委託は、委託契約約款第22条第1項適用対象契約とする。
- (7) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、入札取扱要綱、および入札参加者要領等に定めるところによるものとする。

入札方法	一般競争入札	
件名	横浜市庁舎建物総合管理業務委託	
履行場所	横浜市新市庁舎（横浜市中区本町6丁目50番地の10）	
履行期間等	契約を締結した日から平成35年6月30日まで	
入札参加資格	種目	建物管理（種目コード：301） 及び 警備（同：302）
	所在地区分	市内（共同企業体の構成員を含む）
	その他	<p>1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定められた資格を有する者であること。</p> <p>2 入札参加申請書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。</p> <p>3 入札に参加できる者の形態は、単体事業者又は構成員数3者以内による共同企業体とする。</p> <p>4 平成31・32年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、所在地区分が「市内」であり、種目に「301：建物管理」及び「302：警備」の登録があること。</p> <p>5 過去5年間に延床面積50,000㎡以上の事務所または商業施設または官庁施設のいずれかで総合管理を受託した建物管理実績が1件以上あること。</p> <p>6 共同企業体により入札に参加しようとする者は、市内企業かつ上記1・2を満たした者により構成され、次の要件を満たさなければならない。ただし、上記4については種目別に分担した共同企業体の参加を可とする。また、上記5については、代表構成員は必ず満たすものとする。</p> <p>(1) 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件委託に係る入札において、同時に2者以上の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。</p> <p>(2) 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体以外の共同企業体の構成員になることができない。</p> <p>(3) 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体の他の構成員になることができない。</p> <p>(4) 構成員の数は2者又は3者とする。なお、各構成員の出資比率については、2者の場合は10分の3以上、3者の場合は10分の2以上とし、代表構成員がその共同企業体構成員中最大であること。</p>
	提出書類	<p>1 委託業務経歴書及び上記入札参加資格5に該当することを証する契約書の写し等の書類</p> <p>2 共同企業体で参加する場合は、共同企業体協定書兼委任状（出資比率等が分かるものとする）</p> <p>3 共同企業体での参加で、構成員に組合がいる場合は、その組合が属する組合員のリスト</p>
設計図書	<p>当ホームページにて掲載</p> <p>なお、一部は発注担当課での閲覧またはCD-Rによる貸出とす</p>	

		る。閲覧またはCD-R貸出については、事前に発注担当課へ連絡すること。		
質 疑	提出方法	質問書に記入のうえ、電子メールで発注担当課へ提出 ※電子メールの場合、送付した旨を発注担当課へ必ず電話で連絡すること		
	締切日時	平成31年5月7日（火） 午後5時		
	回答日時	平成31年5月28日（火）（予定）		
	回答方法	当ホームページに掲載		
入札及び開札日時		平成31年6月19日（水）午前10時		
入札及び開札場所		総務局会議室A（横浜市庁舎3階） （横浜市中区港町1丁目1番地）		
支払い条件		前金払	しない	部分払 39回以内
留意事項		<p>1 この入札は、設計図書に記載する業務を実施する履行期間（3年11か月分）の総額により行う。なお、業務準備に係る費用は落札者が負担することとする。</p> <p>2 この入札は、横浜市委託契約に係る最低制限価格取扱要綱に基づき、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を最低制限価格として設定する。</p> <p>3 消費税の税率変更が予定されていますが、契約書（請書）の主標金額は、消費税率8%で計算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）で記載します。</p> <p>消費税率が変更になった場合、新税率が適用される部分については、契約約款の規定に基づき、特段の変更手続を行うことなく、新税率を適用した税額を加算したものを契約代金額とします。</p> <p>このため、入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、すべての履行期間分について、消費税率8%で見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>		
発注担当課		横浜市総務局管理課新市庁舎整備担当 （横浜市中区本町6丁目50番地の1 横浜アイランドタワー17階） TEL：045-633-3902 / FAX：045-664-2501 メール：so-bldgmente@city.yokohama.jp		
契約事務担当課		同上		

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

平成31年4月9日

契約事務受任者 横浜市総務局長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
次期危機管理システム構築業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所
横浜市総務局危機管理室ほか
- (5) 入札方法
この入札は、総価により行う。

2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定められた資格を有する者であること。
- (2) 参加意向申出書提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 平成31・32年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：ソフトウェア開発・改修」の登録のある者。
ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。

3 参加表明の手続き

本プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、募集要項に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 提出書類及び提出先等
提案書作成要項による。
- (2) 提出期限
平成31年4月18日（木）午後5時
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市総務局危機管理室緊急対策課システム担当（本庁舎5階）
- (4) 前項第3号に規定する登録に係る書類の提出場所
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市総務局危機管理室緊急対策課システム担当（本庁舎5階）
伊藤、大津、丸山 電話 045(671)3458（直通）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、本プロポーザルへの参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、提案書を提出することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る募集要項等は、次項第3号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限の日

まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページからダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/itaku/somu/20190409kiki-kanri.html>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から平成31年5月31日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市総務局危機管理室緊急対策課システム担当（本庁舎5階）

電話 045(671)3458（直通）

7 提案書の提出部課及び提出期限

(1) 提出期限

平成31年5月31日（金）午後5時（提案書締切）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市総務局危機管理室緊急対策課システム担当（本庁舎5階）

電話 045(671)3458（直通）

8 提案書の無効

次の提案書は無効とする。

(1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書

(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書

(3) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出部課の所在地に到着しない提案書

(4) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 提案書の選定に関する事項

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) 提案書選定の方法

提案書の選定方法は、「次期危機管理システム開発業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務にかかわる契約締結の交渉を行う。

11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction of the next crisis management system

(2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 19 April, 2019

(3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 31 May, 2019

(4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures

(5) Contact point for the notice: Emergency Measures Division, Crisis Management Office, General Affairs Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku,

Yokohama, 231-0017, TEL 045-671-3458

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

平成31年4月9日

契約事務受任者 横浜市財政局長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
税務システム再構築に向けた基本構想策定支援業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所
横浜市財政局主税部税務課（横浜市役所4階）ほか

2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 平成31・32年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において種目「コンピュータ業務」の細目F「システム調査・企画」に登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目及び細目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 市税のシステムの調査分析、要件定義、調達仕様書作成等の市税のシステム再構築に関する調査・検討の受託実績を有すること。

3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
平成31年4月19日午後5時（申出書締切）
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局主税部税務課（横浜市役所4階）
- (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局主税部税務課（横浜市役所4階）
神部 電話 045(671)2287（直通）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期

限まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市の入札情報ページよりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/itaku/zaisei/puropo20190409.html>)

ただし、別紙「仕様書」6 平成30年度に実施した「税業務の現行業務手順の見直しに係る業務委託」結果別紙1「税業務の現行業務手順の見直しに係る業務委託報告書」の別添資料については貸出のみとする。

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から平成31年5月24日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局主税部税務課（横浜市役所4階）

電話 045(671)2287（直通）

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

平成31年5月24日午後5時（提案書締切）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局主税部税務課（横浜市役所4階）

電話 045(671)2287（直通）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が、提出した提案書

(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした提案書

(3) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書

(4) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者の特定のための評価基準

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) 受託候補者の特定のための評価基準

受託候補者の特定は次の基準により総合的に評価のうえ行う。

なお、特定作業において、全ての提案が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。

ア 業務実施方針の妥当性・実現性

イ 実施体制の妥当性・実現性及び配置予定者の業務実績、経験等

ウ 提案者の業務実績等

エ その他、当該業務に対する意欲等

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Outsourcing of support to development of basic plan for the tax practice system rebuilding
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 19 April, 2019
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 24 May, 2019
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Taxation Affairs Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017, TEL 045(671)2287

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

平成31年4月9日

契約事務受任者 横浜市財政局長

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名及び数量

新たな財務会計システムの構築に向けた基本構想策定支援業務委託 一式

(2) 業務内容

提案書作成要領による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所4階）ほか

2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 平成31・32年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において種目「320:各種調査企画」の細目「A:市場・世論調査」及び「B:コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」に登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目及び細目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 財務会計システムの構築または再構築に関する調査・検討の受託実績を有する者であること。

3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 申請期限

平成31年4月23日午後5時（申出書締切）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所4階）

(4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）

(5) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所4階）

稲葉、伊藤 電話 045(671)2216（直通）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

(1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ（事業者向け情報＞入札・契約）よりダウンロード可能。

[\(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/itaku/zaisei/\)](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/itaku/zaisei/)

ただし、別紙「仕様書」6 財政事務等改革プロジェクトの調査・検討結果の別紙1「「予算編成-執行管理-決算-事務事業評価」における事務改革に関する調査委託報告書」の別紙については貸出のみとする。

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から平成31年5月21日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所4階）
電話 045(671)2216（直通）

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

平成31年5月21日午後5時（提案書締切）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所4階）
電話 045(671)2216（直通）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が、提出した提案書

(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした提案書

(3) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書

(4) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者の特定のための評価基準

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) 受託候補者の特定のための評価基準

受託候補者の特定は次の基準により総合的に評価のうえ行う。

なお、特定作業において、全ての提案が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。

ア 業務実施方針の妥当性・実現性

イ 実施体制の妥当性・実現性及び配置予定者の業務実績、経験等

ウ 提案者の業務実績等

エ その他、当該業務に対する意欲等

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Outsourcing of support to development of basic plan for the financial accounting system rebuilding
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 23 April, 2019
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 21 May, 2019
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Financial Affairs Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017, TEL 045(671)2216

特定調達契約の落札者等の決定
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

平成31年4月9日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
0	児童手当業務等委託 一式	こども青少年局 こども福祉保健部 こども家庭課 中区港町1丁目1番地	平成31年2月19日	東京ソフト株式会社 東京都品川区東品川4丁目10番27号	124,200,000	一般競争入札	平成31年1月8日	-	こども青少年局長
1	公営ポスター掲示板の作製業務委託 一式	選挙管理委員会 事務局選挙課 中区港町1丁目1番地	平成31年2月26日	株式会社タナカ横浜営業所 中区千歳町1番地2	55,754,352	一般競争入札	平成31年1月15日	-	選挙管理委員会事務局長

※「契約事務受任者又は事業管理者」に記載される副市長とは、契約担当区局の事務を担当する副市長を表す。